

豊丘村リニア対策委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、豊丘村リニア対策委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 リニア中央新幹線工事に対して、生じる様々な問題・課題に対し、情報を共有し、対応を検討・協議していくことを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる課題について検討する。

- (1)リニア中央新幹線に係る情報の共有化
- (2)リニア中央新幹線に係る問題・課題の検討・協議
- (3)リニア中央新幹線に係る対策等についての連絡調整
- (4)その他リニア中央新幹線に係る必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に規定する人数以内の者をもって構成する。

- (1)河野・堀越・田村・林・伴野・福島・壬生沢区 各3名
- (2)豊丘村議会 2名
- (3)豊丘村農業委員会 2名
- (4)豊丘村商工会 2名
- (5)豊丘村女団連 2名
- (6)豊丘北小学校 P T A 1名
- (7)豊丘南小学校 P T A 1名
- (8)豊丘中学校 P T A 1名
- (9)豊丘北保育所保護者会 1名
- (10)豊丘中央保育所保護者会 1名
- (11)豊丘南保育所保護者会 1名

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、目的達成のために、関係する者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務課リニア対策室内に置く。

附 則

この要綱は、平成27年2月9日から施行する。